

介護給付費等（第5号様式）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請における「申請書別表」の主治医の記載について

障害者が居宅介護等の福祉サービスを利用するためには、心身の状態に応じ必要とされる標準的な支援の度合いを示す、障害支援区分の認定を長崎市から受ける必要があります。

障害支援区分の認定にあたっては、本市における障害支援区分認定調査及び主治医意見書に基づき、障害支援区分認定審査会において対象者ごとの障害支援区分を決定します。

この主治医意見書は、「申請書別表」に利用者本人の障害及び現在の心身の状態を把握している主治医を記載していただくことで、本市より当該医療機関に作成を依頼しておりますが、次のような事例が見受けられます。

依頼先である医療機関より、

- ・ 申請者はこれまでに当医院を受診したことがない
- ・ 申請者の障害については把握していない
- ・ 申請者の障害に関する内容は専門外で意見書は作成できない

などの相談が多数寄せられており、関係者やご家族に再度医療機関を指定していただいている。

このことは、意図しない個人情報の拡散につながる恐れがあると共に、再度依頼するまでに不測の時間を要し、障害支援区分の決定に遅延が生じる原因にもなっております。

「申請書別表」の主治医の記載をしていただく際には、利用者本人の障害及び現在の心身の状態について、実態を把握している主治医をご指定いただきますようお願いいたします。